

令和 6 年 5 月 22 日

監査報告書

学校法人芝浦工業大学
理事会 御中

学校法人芝浦工業大学
監事 秋山 豪

監事 秋山 進

監事 朱田 光洋

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人芝浦工業大学寄附行為第 28 条の規定に基づき、学校法人芝浦工業大学の 2023（令和 5）年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、その結果につき下記のとおり報告します。

1. 監査の方法

監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）について確認するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。また教学部門の重要会議にも出席し、その執行状況等の確認をいたしました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人芝浦工業大学の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上

令和 6 年 5 月 22 日

監査報告書

学校法人芝浦工業大学
評議員会 御中

学校法人芝浦工業大学
監事 秋山 豪

監事 秋山 進

監事 朱田 光洋

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人芝浦工業大学寄附行為第 28 条の規定に基づき、学校法人芝浦工業大学の 2023（令和 5）年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、その結果につき下記のとおり報告します。

1. 監査の方法

監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）について確認するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。また教学部門の重要会議にも出席し、その執行状況等の確認をいたしました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人芝浦工業大学の業務に関する決定及び執行は適切な手続きを経て行われており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関する不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上